

令和5年第6回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年6月26日（月）第6回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈 良 部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好	

(17名)

欠席委員

16番 廣 瀬 博 (1名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、令和5年第6回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 塩 入 佳 子 委員、10番 奈 良 茂 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

—◇—

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買7件、贈与1件、営農型太陽光発電設置に伴う区分地上権2件、合計10件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、仁神堂町の件は、宇都宮市の●●さんから仁神堂町の農業●●さんへの売買です。●●さんは隣のハウスでさつきの盆栽を育てていまして、規模を拡大するためであり、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。2番、千渡の件は、千渡の●●さんから同じく千渡の農業兼市議会議員の●●さんへの売買です。問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎星野哲朗委員 3番、佐目町の件は、売買による申請になります。譲り渡し人は油田町の●●さん、譲受人は酒野谷の●●さんになります。場所は南摩コミュニティセンターより南に約1.5kmの大芦川近くの田で、形は細長い田です。北、東が道路になっていまして周りは全て田です。特に問題ありませんので承認よろしくお願いたします。

◎川田武雄委員 4番、引田の件は、引田の●●さんから●●さんへの売買でございまして、●●さんが高齢でちょっと厳しいということで、近所の●●さんに耕作してもらおうということです。特に問題ございませんのでご承認よろしくお願いたします。

◎奈良茂男委員 5番、上南摩町の件は、宇都宮市の●●さんから●●さんへの売買です。場所は市立上南摩小学校から南へ約1kmのところですが、●●さんは以前よりそば栽培を中心とする農家で、●●さんの畑を借りて耕作をしておりましたが今回売買で土地を取得することになりました。現在整備が進められている水源地域振興拠点施設内の蕎麦店にもそば粉を供給していくとのことですが、何ら問題はありませんのでご承認よろしくお願したいと思えます。

◎奈良部繁雄委員 6番、中粕尾の件は、●●さんから幸町の農地所有適格法人●●への売買です。●●はパネルの下に作る温室でいちごの苗を育てるとのことです。問題ないということでご承認よろしくお願いたします。

◎鈴木克男委員 7番、北赤塚町の件は、北赤塚町の●●さんから同じ北赤塚町の●●さんへの贈与です。2人は親子です。問題ありませんのでご承認をお願いいたします。

◎神山卓也委員 8番の中栗野の件ですが、中栗野の●●さんから口栗野の●●の区分地上権設定になります。この後の5条でも出てきますが、営農型の太陽光発電設備の関連の設定になります。この件は3年前に許可されたもので、3年ごとの更新ということでの今回の申請になります。特に問題はありませぬのでよろしくお願ひします。

◎大森用子委員 9番、中粕尾は農業●●さんから東京の●●さんへの区分地上権設定です。先ほど説明がありましたように、5条にも出てきますが3年ごとの更新です。特に問題はございませぬのでご承認よろしくお願ひいたします。10番は上永野の会社員●●さんから農業兼会社員●●さんへの売買です。●●さんと●●さんは家が隣同士で、畑は●●さんの家に隣接して一生涯命野菜を作っています。特に問題はありませぬのでよろしくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、武子における●●さん申請の一般住宅への転用については、東及び北を宅地、西及び南を畑に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。2番、武子における●●申請の表土置場のための一時転用については、東、南、北を畑、西を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。なお本件は、許可前に表土置場として利用されていたことから顛末書付きとなっております。3番、茂呂における●●さん申請の農家住宅への転用については、東、西を畑、南を山林、北を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。4番、深津における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、東を道路、山林及び墓地、西を田及び道路、南を道路、北を道路及び水路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。5番、南上野町における●●さん申請の園芸用土採取への一時転用については、東を山林、西を宅地、南を畑、道路及び宅地、北を山林に囲まれた農地です。また申請地は、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。6番、南上野町における●●申請の資材置場への転用については、南北を畑、東西を道路に囲まれた農地です。また、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、口栗野における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を農地及び水路、西を道路、南を宅地、北を宅地に囲

まれた農地です。また申請地は、市立図書館栗野館から300m以内にある第3種農地に区分されます。8番、中栗野における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用は、平成29年3月30日に許可された案件の3年ごとの更新であり、当時の計画との変更点はありません。申請地は、北と東と南を畑、西を水路に囲まれた農地であり、太陽光発電設備の下で榊を栽培しており、毎年1回の定期報告によると良好に営農が行われていることが確認できました。当該申請地は農振農用地に区分されますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するものでありますが、一時転用期間満了後も事業を継続する場合は再度転用許可申請が必要となります。9番、入栗野における●●さん申請の一般住宅への転用については、東西及び北を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお、本件は許可前に一部宅地として利用されていたことから始末書付きとなっております。10番、中粕尾における●●さん申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、東を畑、西と南を道路、北を山林に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されます。本申請の一時転用期間は3年、太陽光発電設備の下でヤシ類を栽培することとなっております。一時転用期間満了後も事業を継続する場合は再度転用許可申請が必要となります。以上、5条転用10件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員(奈良茂男委員) 6月20日の現地調査当番でありました私と塩入委員ですが、塩入委員が体調を崩されまして当日欠席をされたため橋本事務局長と宇賀神係長と私の3名で現地調査を行いました。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査結果を報告します。1番、武子の件は、鹿沼市斎場から北へ約2km、先に農振除外の手続きがされたところで、賃借権設定による一般住宅敷地への転用です。周囲の状況から問題は無いと見てまいりました。同じく2番の武子の件は、鹿沼市斎場から北へ約1.9kmのところ、賃借権設定による表土置場の転用です。周囲の状況から問題は無いと思われませんが現地は一部先に表土が置かれていた状態でしたので、これについては始末書が必要と見てまいりました。3番、茂呂の件は、鹿沼市花木センターから北東へ約650mのところ、先に農振除外の手続きがされた使用賃借権設定による農家住宅敷地への転用です。周囲の状況から問題は無いと見てまいりました。4番、深津の件は、市立津田小学校からへ約250mのところ、賃借権設定による園芸用土採のための一時転用です。周囲の状況から見て問題は無いと見てまいりました。5番、南上野町の件は、市立みなみ小学校から西へ約750mのところ、賃借権設定による園芸用土採取の一時転用です。周囲の状況から見て問題は無いと見てまいりました。6番、同じく南上野町の件は、市立みなみ小学校から南へ約300mのところ、売買による資材置場敷地への転用です。ここも周辺の状況から見て問題は無いと見てまいりました。7番、口栗野の件は、市立図書館栗野館から西へ約300mのところ、売買による一般住宅敷地への転用です。周囲は住宅地で3種農地です。現地の状態に

若干疑問を持ちましたが、住宅敷地ということで周囲の状況から問題はありません。8番、中栗野の件は、栗野コミュニティセンターから北西約3kmのところ、賃借権設定による営農型太陽光発電への一時転用です。営農型ソーラーは3年ごとに更新が必要ということで、今回がそれに当たります。問題は無いと見てまいりました。9番、入栗野の件は、旧栗野第3小学校から南東へ1.5kmのところ、売買による一般住宅敷地への転用です。昔から住宅敷地として利用していた感じであり、今回の転用申請においては始末書が必要であるとしてまいりました。10番、中粕尾の件は、栗野コミュニティセンターから北西へ約1kmのところ、賃借権設定による営農型太陽光発電設備への一時転用です。ソーラーの下部で観葉植物を栽培するとのことで、周囲は営農型ソーラーが随分設置されていました。山間部の遊休農地対策としては良いのではないかと思ひ見てまいりました。以上10件、現地調査の報告を終わりにしたいと思います。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の件は、武子の農業●●さんの息子である●●さんへの賃借権設定による一般住宅施設のための転用です。現地調査員の報告のとおり、問題ありませんのでご承認をお願いいたします。2番、武子の件は、武子の農業●●さんから武子の園芸用土採取販売業●●への賃借権設定による表土置き場のための一時転用ですが、現地調査員の報告のとおり既に表土が置かれておりましたので始末書提出となりますが、ご承認をよろしくお願いいたします。

◎奈良部繁雄委員 3番、茂呂の件は、●●さんから息子の●●さんへの使用賃借権設定による農家住宅の転用です。ただ今の事務局及び現地調査員の説明のとおり、何の問題ありませんのでご承認よろしくお願いいたします。

◎安生芳子委員 4番の深津の件は、農業●●さんから園芸用土採取販売業の●●への賃借権設定による園芸用土採取の一時転用です。現地を見て参りましたが、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎鈴木克男委員 5番、南上野町の件は、南上野町の●●さんから村井町の会社員●●さんへの賃借権設計による園芸用土採取のための一時転用です。ただ今の現地調査員の報告のとおり問題はありませぬので、ご承認をお願いします。6番、南上野町の件は、宇都宮市江曾島の●●さんから宇都宮滝谷町の●●への資材置場のための売買です。ただ今の現地調査員の報告のとおり問題はありませぬので、ご承認よろしくお願いいたします。

◎神山卓也委員 7番の口栗野の件は、口栗野の●●さんから幸町の●●さんへの一般住宅の建設を目的とした売買による転用です。ただ今の現地調査員の報告のとおりですのでよろしくお願いいたします。8番の中栗野の件は、中栗野の●●さんから口栗野の●●への使用賃

借権設定による営農型太陽光発電設備への一時転用です。先程のお話にありましたとおり、3年ごとの更新による申請になります。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認よろしくお願いたします。9番の入粟野の件は、入粟野の●●さんと●●さんから●●さんへの一般住宅のための売買による転用になります。現地は報告ありましたように、家として利用されてきたことから始末書となりますが、その他周囲の状況等は問題ございませんので、よろしくお願いたします。

◎大森用子委員 10番、中粕尾は、茨城県の●●さんから東京の太陽光発電事業の●●さんへの賃借権設定による営農型太陽光発電設備のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認よろしくお願いたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 7番ですが、現地調査員の報告で現地の状態に若干疑問を持ったと言っていました。詳しく教えていただけますか。

◎奈良茂男委員 農地の一部に砂利が敷いてあったりしまして、全部を農地として見られるかという点について迷いまして、自分でも少し疑問に思ったということです。現地で3人で相談して、これくらいならしょうがないかということにはなりました。パイプハウスとか農業に関したものであれば迷わなかったでしょうけど、砂利とかだったので。

◎事務局（宇賀神係長） 補足します。現地は9割以上は土の状態、花が植えてあったり木が植えてあったりしているような状態でした。多少の木材や使わなくなった物が置いてありましたが、置いてあるものに関してはすぐに動かせる状態でしたし、一部砂利が敷いてあるとのことですが、狭い面積でしたので始末書までは至らないと判断したということです。

◎鈴木克男委員 営農型発電について質問したい。営農型は一時転用ということで3年ごとに更新していくとのことですが、更新はいつまで続くものなのでしょうか。何十年も続くものなのでしょうか。ずっと続いていくものを一時転用というのはどうなのか、永久転用なのではないのか、ずっと転用した状態が続くといつの間にか農地ではなくなっていたりしないかということが心配です。

◎事務局（田野井主査） 事務局から説明させていただきます。一時転用の期間として基本は3年、荒廃農地等を利用する場合は10年という例外がありますが、更新が続いて長期間のうちに農地ではない使い方になってしまうのではないかという懸念につきましては、そうならないために営農の計画を当初にきちんと立てさせています。さらに一時転用の期間中は太陽光発電を続けながらもきちんと営農も行っていくことが必要ですが、その確認につきましては毎年3月に1年間の営農状況の報告が義務付けられていて、現地の写真等を添付して最

終的には国まで報告することになっています。今年の3月総会時に皆さんに状況報告書の写しを見ていただきましたが、今後も年1回報告をさせていただきます。報告を怠っている、または営農をしていないという場合は、ソーラー設備はすべて撤去して元の農地の状態に戻さなければなりません。ちなみにソーラーの耐用年数は17年から20年ということですので、3の倍数で18年とか21年あたりでソーラー自体の更新になってくると思います。また今のところ中山間地の申請しか出ていないですが、良質な農地、例えば圃場整備した農地に設置という話もこれから出てくる可能性もあります。それについては国の方で緩めすぎた基準を見直しするというような話もあります。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めた。

◎江俣伸一委員 8番の地積ですが、3,455の内0.26というのはどういう意味ですか。

◎事務局（田野井主査） 営農型太陽光の場合は、支柱の部分だけを転用することになります。使う柱の本数分の面積を転用ということです。

◎竹澤 靖委員 8番と10番は営農型ですが、転用面積が相当違うのは何故でしょうか。10番の農地面積は8番より小さいのに、転用面積が大きいというのは。

◎事務局（田野井主査） 8番と10番の大きな違いは、3条申請の区分地上権設定の面積を見ていただきたいのですが、8番は広い農地の一部だけを営農型にします。それ以外の部分は通常の耕作です。区分地上権はソーラーパネルの部分だけに設定してそれ以外の部分には設定する必要はありませんので、ソーラーパネルを置く面積となります。次に、8番はこのような角の棒が支柱になります。これの本数分の面積です。それに対して10番は、温室型で周囲にアクリル板を設置します。そのため通常のものより柱が太くなります。こういった大きなものを地面に刺して、その上に頑丈な支柱を置いてということなので面積が大きくなります。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から10番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号「農用地利用集積計画について」を説明します。鹿沼市長より令和5年6月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページから9ページをご覧ください。更新の利用権設定が9件、35筆、68,144㎡となっております。続いて議案書10

ページから12ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が6件、19筆、44,705.19㎡となっております。続いて議案書13ページをご覧ください。所有権移転が1件、1筆、1,465㎡となっております。これら合計16件、25筆、114,314.19㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしているものと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案3号の1番から16番の案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から16番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格証明について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」ご説明いたします。相続人が農地等を相続しその農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要となります。今回は1件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による、農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、玉田町の件は、玉田町の亡●●さんの6950.62㎡の農地を、娘の●●さんが相続することにあたり、相続税の納税猶予の申請がありました。事務局の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は議案第4号について質問を求めた。

◎青木正好委員 納税の猶予期間はどのくらいの期間になるのですか。

◎事務局（田野井主査） 今回の農地は北鹿沼駅付近で市街化区域内です。市街化区域の農地ですと20年間の猶予期間を経て、何もなければ免税となります。

◎竹澤 靖委員 教えてもらいたいのですが、20年間この農地を耕作するということは、この相続した方が営農しなくてはいけない、誰かに貸してはいけないということでしょうか。

◎事務局（田野井主査） 基本的に自作です。

◎吉高神 勇委員 猶予期間は市街化区域外の農地だと何年になるのでしょうか。それと、こ

れによって受けるメリットはどういうことでしょうか。税額が減額されるとかなのでしょうか。

◎事務局（田野井主査） 猶予期間中は相続税を払わなくていいということです。逆に猶予を受けている農地を転用したり売却してしまったりしたら、税金を延滞税を付けて払わなければなりません。市街化区域外の農地の場合は相続人の方が無くなるまで、亡くなった時に免除になるようです。

◎議長は、議案第4号について他に質問を求めたが、質問がないため1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼市農地利用最適化推進委員の選考について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第5号鹿沼市農地利用最適化推進委員候補者の選考についてご説明いたします。この議案は、「鹿沼市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」第9条に基づき、推進委員となるべき者の選考をするためのものです。同規程第11条に基づき、鹿沼市農業委員等候補者評価委員会による調査審議の結果、議案書にあります候補者19名が選定され、農業委員会に報告されました。第4区域及び第11区域につきましては、各2名の応募がありましたので、書類審査の結果、農地利用最適化に関する識見や地域からの推薦等の視点から、各区域1名、計2名の方が選考外となりました。ご審議をお願いいたします。

◎吉高神 勇委員 評価委員会による調査審議の結果ということでしたが、評価委員は誰がなっているのでしょうか。

◎事務局（宇賀神係長） 評価委員会は、委員長が副市長、委員として経済部長、農政課長、農業委員会事務局長となっております。

◎荻原俊彦委員 選考外となった2名について、推薦人はどういう団体等だったのでしょうか。

◎事務局（宇賀神係長） 推薦団体は、それぞれ各自治会及び自治会協議会が推薦者となっています。今回はこの2名も含め全員が地元の推薦を受けておられまして、その中で地域バランス等も考慮してこのような選考結果になりました。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第5号については原案通り決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時35分、第6回日本農業委員会総会の閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年6月26日

議 長

署名委員

署名委員
